

平成27年度事業計画

特別養護老人ホームほたるの里
短期入所生活事業所ほたるの里

事業方針

政府は、社会保障改革の基本的な考えかたで、我が国の社会保障給付は少子高齢化のさらなる進行の中で、継続的に経済成長を上回るペースで増大しており国民の負担の増大を抑制していくことが重要である。このため、国民のニーズに対応するための社会保障機能強化を図りつつ自助・自立のための環境整備を進める。国、地方公共団体保険者等がそれぞれの役割を的確に果たすこと等により、医療、介護を中心に社会保障給付について、いわゆる「自然増」も含め聖域なく見直し、徹底的に効率化、適正化していく必要があるとし、介護報酬は3年に一回の見直しで、9年ぶりにマイナス改定になりました。

また、2015年という年は、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年まで残すところ10年にあたります。我が国の社会保障制度改革も正念場を迎えることとなります。

このような情勢において、今後もユニット施設としての個別ケアの特徴を生かしつつ、更によりよい介護サービスの向上を目指すための事業計画を策定し、その実践を通じて、利用者・家族の期待に応える施設づくりを行ってまいります。

平成26年度は、次の事項を基本に事業をすすめます。

1. 個々の利用者に合わせて安心で質の高い介護サービスを提供します。
2. 地域の関係機関・住民と連携した地域福祉を推進します。
3. 地域ニーズに即した在宅・施設サービスの整備検討をすすめます。
4. 事業経営の安定性と透明性の確保につとめます。
5. 介護を支える組織風土と人材の育成を図ります。

理 念

私達は利用者の皆様の権利と人間性を尊重し、質の高い安全な介護を提供いたします。

理念に基づく方針

1. 明るく家庭的な雰囲気を保ち、快適で安心して過ごせるよう努めます。
2. 利用者の皆様の人格を尊重し、一人ひとりの暮らしに合わせた生活支援に努めます。
3. 家庭や地域の結びつきを重視し、各自治体及び関係医療機関、福祉機関と連携し、地域福祉の向上に努めます。
4. 福祉に携わる者として、自覚を持って自己研鑽に努めます。

5.常に礼儀正しく、暖かい心と笑顔で利用者の皆様に接するよう努めます。

運営・処遇等方針

1. 方針・具体策

【1】利用者一人ひとりに合わせた生活を築くことができるようにするとともに、個々のニーズに基づく個別計画により援助サービスを提供します。

- 1)業務優先でなく、利用者の生活を個々に合わせたものにできるようにする。
 - ①職員の意識改革(職員体制の再編、専門職種間の連携強化、接遇の実践)
- 2)介護の質の向上を図る。
 - ①研修への積極的な参加 ②自己研鑽を積む
- 3)環境づくり
 - ①利用者に必要な物的環境づくり及び利用者一人ひとりの良好な人間関係づくり

【2】利用者・家族が安心して生活できる施設づくりをめざします。

- 1)安全で穏やかに過ごせる生活の実現
 - ①事故対策マニュアルの作成と徹底
 - ②職員の統一したケアの実施の徹底
 - ③職員の介護技術の向上
- 2)利用者家族と施設職員との交流および情報交換
 - ①面談や食事会、茶話会等の開催 ②施設内の物品環境の整備

【3】原則として身体拘束はしないが、やむをえない場合は手続き書に従って行います。

【4】利用者本人と家族の意向を十分尊重して、医師・看護師・生活相談員・施設介護支援専門員・介護士等が共同して看取りを行います。

【5】短期利用者は個別計画に基づき、在宅生活の継続に近い環境で生活が送れるように、家族及び居宅介護支援事業者等との連絡調整を図り、利用者及び家族に満足をしていただけるサービスの提供につとめます。

【6】施設の諸行事への地域・ボランティア・利用者家族等の方々の参加・協力をいただき、在宅介護により近い環境づくりと地域に開かれた交流をはかります。

- 1) 地域の方々が寄りやすい施設をめざす。
 - 2) 地域との交流を増やす。
- 【7】年間を通じて大学や各種ヘルパー等の実習を受け入れ、人材育成につとめます。
- 【8】各職員が、災害発生時にどのように対応をすべきかを理解する為に、ほたるの里防災マニュアルの配布及び、年2回の火災訓練(5月夜間帯想定・10月日勤帯想定で消防署立会い)を行います。
また、全体会議において、防災・防火に関する勉強会も年2回実施を予定しております。

2. 業務内容

【1】入所定員

特別養護老人ホームほたるの里	50床
短期入所生活介護事業所 ほたるの里	10床

【2】個別ケア計画の作成・実施

利用者一人ひとりの心身の状態や能力、本人を取り巻く環境等を評価しその状態に応じて、本人が現に抱える問題点を把握し、利用者やその家族の希望を聞き、利用者が自立した日常生活を送れるよう関係職種間で検討し、施設介護支援専門員により施設サービス計画を作成する。その計画により、食事・入浴・排泄等の施設サービスを実施し、確実に提供できるようにする。

【3】個別機能訓練

利用者・家族の意向を聞き、機能訓練指導員及び関係職種間で共同して個別機能訓練計画の作成・実施・評価を行い、利用者の身体機能維持・向上を図る。

- 集団リハビリ(集団で体操・発声・遊戯リテーション・歌等を実施)
- 個別リハビリ(個々の状態に合わせたプログラムに基づく訓練を実施)
- 生活リハビリ(日常生活の中で「できる動作の維持・向上」をはかる)

【4】健康管理と感染予防対策

利用者の健康状態の把握及び病気の予防と早期発見につとめる。(嘱託医師による定期回診、服薬、医療処置等及び胸部レントゲン撮影、インフルエンザ予防接種の実施)

【5】緊急時の対応

急変等緊急時の対応は、酸素吸入、吸引、水分を補うための点滴を行うなど、「緊急時対応マニュアル」に基づき適切に対応する。(看護師の夜間緊急対応は、当番制により実施)

【6】苦情解決・相談受付体制

「利用者の声を聴く会」が定期的に施設を訪れ、利用者・家族の意見・苦情等を

第三者の立場で把握し、施設運営に反映するほか、苦情・相談窓口により対応する。

【7】広報誌の発行

ほたるの里たより年12回発行

3. 職員配置等

【1】職員配置・勤務体制

(平成27年4月1日)

区分	施設長	事務員	生活相談員	介護職員	看護職員	栄養士	指導員 機能訓練	嘱託医師	洗濯・清 掃職員	計
嘱託職員数	1							1		2
正規職員数		1	1	19	5	1	1			28
契約職員数		2		2						4
パート職員数				4	1				2	7
計	1	3	1	25	6	1	1	1	2	41
(内退職共済加入者)	1	3	1	21	5	1	1			33

【2】勤務体制

①早出勤務 3名 午前7:00 ～午後3:30

②日勤勤務 3名 午前8:30 ～午後5:00

③遅出勤務 3名 午後12:00～午後8:30

④夜勤勤務 3名 午後3:30 ～午前8:30

嘱託医師 毎週月・金曜日 午後1:00～午後3:00

【3】職員研修

①施設内研修 ～ 年間研修計画にそって、毎月1回の職員研修を実施。

②施設外研修 ～ 職員各自の希望と経験年数(初任・中堅・上級別)等を勘案し、それぞれ年1回以上の施設外研修への参加、及び研修後に施設内研修において他職員へ報告。(研修内容の伝達により、各々のスキルアップを図る)。

③新任職員研修 ～ 新卒及び中途採用者には就業の事前研修を実施する。

④看護職員研修～看護研修、福祉の看護等研修会への参加及び伝達講習、月刊誌の定期購読。

⑤消防防災訓練 ～ 年2回(日勤帯想定・夜間帯想定)を行い内1回は消防署の立会いにて行う。

4. ボランティアの受け入れ

【1】定期ボランティア

【2】その他随時受付を行う。

5. その他

【1】建物改修、設備・備品等購入予定

現在予定はありませんが、状況に応じて必要な修繕及び、設備・備品等の購入を行う。